

令和5年5月2日

生徒及び保護者の皆様

県立港北高等学校長

令和5年5月8日以降の教育活動について

本校の教育活動につきましては、日頃格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日付けで感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律 第114号）上の5類感染症に移行することに伴い、令和5年5月1日付けで教育長通知高第1384号「令和5年5月8日以降の県立高等学校等の教育活動等について」が発出されました。

については、本校においても通知に基づいて、次のとおり感染拡大防止に向けた取組及び感染者発生時の適切な対応に努めてまいりますので、ご家庭におかれましても、引き続き日常の健康観察を行うとともに、基本的な感染防止にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 5月8日以降の教育活動等について

基本的な感染症対策を講じながら、通常の教育活動を実施する。

(1) 基本的な考え方

ア 学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要。

イ 感染状況が落ち着いている平時においても、生徒の健康状態の把握や適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導等を行う。

ウ 地域や学校において感染が流行している場合には、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するとともに、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、生徒の学びを保障する。

(2) 基本的な対応

ア 教室、職員室、部活動の活動場所等（機械換気が実施されている場合を除き）においては、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。

イ 生徒、教職員のいずれにも、教育活動の実施に当たり、マスクの着用を求めないこととする。

ウ 次の場面においては、生徒、教職員のいずれにもマスクの着用を推奨する。

- ・登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する場合
- ・校外学習等において医療機関や高齢者施設を訪問する場合

エ 感染不安があるなど、様々な事情により、マスクの着用を希望する生徒等がいることから、生徒にマスクの着脱のいずれも強いることのないようにする。

オ マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう、生徒に対して適切に指導する。

カ 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

2 衛生管理に関する留意点

(1) 健康観察について

ア 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず自宅で休養する。

イ 生徒の健康状態を継続的に把握する。（ただし、毎日の健康観察票の記入・確認等は不要）

(2) 清掃・消毒について

ア 一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保つようにする。

イ 清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要とする。

(3) 陽性者への対応について

ア 感染が判明した生徒に対しては、出席停止（発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで）の措置を講じつつ、学習保証を行う。

(4) 臨時休業について

ア 学びの保証の観点に留意しつつ、感染症拡大防止のために校長が必要と判断したときに実施する。

(5) その他変更となる対応について

ア 濃厚接触者の特定やその行動制限はなくなることから、学校において濃厚接触者相当の者の調査は行わない。

イ 新型コロナウイルスワクチンの接種のための出欠席の扱いは、原則「欠席」扱いとする

※ その他、ご不明な点がある場合は、学校へお問合せください。

（ 問合せ先
副校長 重本
電 話 (045) 541-6214 ）